情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十二条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二章、第二百三十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二百三十八条（第一号に係る部分に限る。）、第二百三十九条第一項（第一号から第四号までに係る部分に限る。）、第二百四十一条（第一号から第四号までに係る部分に限る。）並びに第二百四十三条第一項（第一号（第二百三十六条第一項第一号に係る部分に限る。）、第二号（第二百三十七条第一項第一号及び第二百三十八条第一号に係る部分に限る。）、第三号（第二百三十九条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）及び第四号（第二百四十一条第一号から第四号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第二項（第二百三十六条第一項第一号に係る部分に限る。）並びに附則第十四条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　第二百十七条第三項の規定によるカジノ管理委員会の委員長及び委員の任命に関し必要な行為は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

（経過措置）

第三条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行後最初に任命されるカジノ管理委員会の委員の任期は、第二百十八条第一項本文の規定にかかわらず、四人のうち、二人は三年、二人は五年とする。

2　前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

（検討）

第四条　政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後最初にされる第九条第十一項の認定の日から起算して五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ただし、同項第七号に規定する認定区域整備計画の数については、当該認定の日から起算して七年を経過した場合において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第五条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三　カジノ管理委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三　カジノ管理委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「個人情報保護委員会委員長」を「個人情報保護委員会委員長　カジノ管理委員会委員長」に、「個人情報保護委員会の常勤の委員」を「個人情報保護委員会の常勤の委員　カジノ管理委員会の常勤の委員」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号の二の次に次のように加える。

三十四の三　カジノ事業若しくはカジノ施設供用事業の免許、カジノ関連機器等製造業等の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定	
㈠　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条（免許等）のカジノ事業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数　一件につき十五万円
㈡　特定複合観光施設区域整備法第百二十四条（免許）のカジノ施設供用事業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数　一件につき十五万円
㈢　特定複合観光施設区域整備法第百四十三条第一項（許可）のカジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数　一件につき十五万円
㈣　特定複合観光施設区域整備法第百五十条第一項（カジノ関連機器等外国製造業の認定）のカジノ関連機器等外国製造業の認定（更新の認定を除く。）	認定件数　一件につき十五万円

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第七条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「個人情報保護委員会」の下に「、カジノ管理委員会」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第八条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加える。

別表に次のように加える。

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）	第七十四条第八項　第四条

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第九条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「又は国家公安委員会」を「、国家公安委員会又はカジノ管理委員会」に改める。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第九条本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加える。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第十一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四十七号を第四十八号とし、第四十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十号中「第二十二条第一項第十五号」を「第二十二条第一項第十六号」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第九項に規定するカジノ事業者

第四条第一項中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十四号」に、「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」に改め、同条第二項及び第五項の表国等（人格のない社団又は財団を除く。）の項中「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」に改める。

第七条第二項中「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」に、「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」に改める。

第八条第一項及び第十二条第一項中「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」に改める。